

議案第 36 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 14 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 夏季における健康保持を理由とする特別休暇を取得できる期間を 1 箇月延長し、6 月 1 日から 10 月 31 日までの間とするため、関係規定を改める必要があるので、この規則案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について（概要）

1 改正理由

北九州市教育委員会が任用する正規職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員等（以下「職員」という。）に付与される特別休暇のうち、夏季における健康保持のための休暇（以下「夏季休暇」という。）を取得できる期間は、休暇年度の6月から9月までの間としている。他方、国家公務員においては、令和5年度の人事院勧告・報告により、夏季休暇と同種の特別休暇（人事院規則15-14第22条第15号に規定する休暇のことをいう。）を取得できる期間を、休暇取得促進の観点から6月から10月までに拡大するとされたところである。

このため、本市教育委員会においても国家公務員との均衡確保及び職員の休暇取得促進の観点から、夏季休暇の取得期間を6月から10月までに拡大するため、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号。以下「教職員勤務時間規則」という。）、北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第2号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第5号。以下「会計年度任用教職員勤務時間規則」という。）に所要の改正を行うもの。

2 改正内容

（1）教職員勤務時間規則（第1条関係）

別表第4に規定する夏季休暇について取得期間を拡大する。

（2）会計年度任用職員勤務時間規則（第2条関係）

別表第3に規定する夏季休暇について取得期間を拡大する。

（3）会計年度任用教職員勤務時間規則（第3条関係）

別表第3に規定する夏季休暇について取得期間を拡大する。

3 施行日

令和6年4月1日

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第4の18の項中「9月30日」を「10月31日」に改める。

(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3の16の項中「9月30日」を「10月31日」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3の16の項中「9月30日」を「10月31日」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新		旧	
別表第4（第16条関係）		別表第4（第16条関係）	
特別休暇の基準		特別休暇の基準	
理由	期間又は日数	理由	期間又は日数
略		略	
18 夏季における健康保持	休暇年度の6月1日から <u>10月31日</u> までの間に6日（高齢者部分休業教職員、定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあつては、6日に第17条第2項各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内において必要と認められる日数	18 夏季における健康保持	休暇年度の6月1日から <u>9月30日</u> までの間に6日（高齢者部分休業教職員、定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあつては、6日に第17条第2項各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内において必要と認められる日数
	略		略
	略		略

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新				旧			
別表第3（第16条、第18条関係）				別表第3（第16条、第18条関係）			
特別休暇の基準				特別休暇の基準			
理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考	理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考
略				略			
16 夏季における健康保持		休暇年度の6月1日から <u>10月31日</u> までの間（以下「対象期間中」という。）に継続して1月以上2月未満任用されている会計年度任用職員等にあつては対象期間中に2日、対象期間中に継続して2月以上任用されている会計年度任用職員等にあつては対象期間中に4日	略	16 夏季における健康保持		休暇年度の6月1日から <u>9月30日</u> までの間（以下「対象期間中」という。）に継続して1月以上2月未満任用されている会計年度任用職員等にあつては対象期間中に2日、対象期間中に継続して2月以上任用されている会計年度任用職員等にあつては対象期間中に4日	略

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第3条関係）

新		旧	
別表第3（第15条、第17条関係）		別表第3（第15条、第17条関係）	
特別休暇の基準		特別休暇の基準	
理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考
略			
16 夏季における健康保持	略	休暇年度の6月1日から <u>10月31日</u> までの間（以下「対象期間中」という。）に継続して1月以上2月未満任用されている会計年度任用職員にあつては対象期間中に2日、対象期間中に継続して2月以上任用されている会計年度任用職員にあつては対象期間中に4日	略
16 夏季における健康保持	略	休暇年度の6月1日から <u>9月30日</u> までの間（以下「対象期間中」という。）に継続して1月以上2月未満任用されている会計年度任用職員にあつては対象期間中に2日、対象期間中に継続して2月以上任用されている会計年度任用職員にあつては対象期間中に4日	略